

もっともっと、もっと一緒に

高知の農業を
もっと元気に！
高知の暮らしを
もっと豊かに！
JAはもっと一緒に
走り続けたい！



自己改革実践中

JAグループ高知

■チラシの内容につきましても、

JAグループ高知

県域担い手サポート連絡協議会 tel.088-837-6312

またはお近くのJA窓口までお問い合わせください。

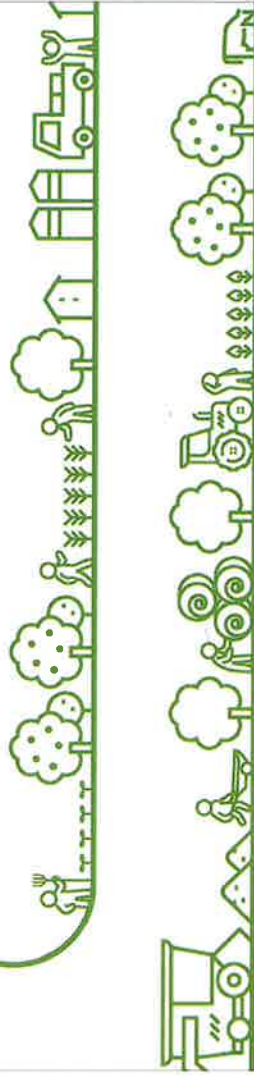


2019年度版

JAグループ高知の
自己改革 / が進んでいます！

農業者を

もっと！
サポートする



JAグループ高知

自己改革実践中 県域担い手サポート連絡協議会

もっともっと、もっと一緒に

高知の農業を
もっと元気に！
高知の暮らしを
もっと豊かに！
JAはもっと一緒に
走り続けたい！



自己改革実践中
JAグループ高知

■チラシの内容につきましても、お近くのJAまでお問い合わせください。

JA高知県

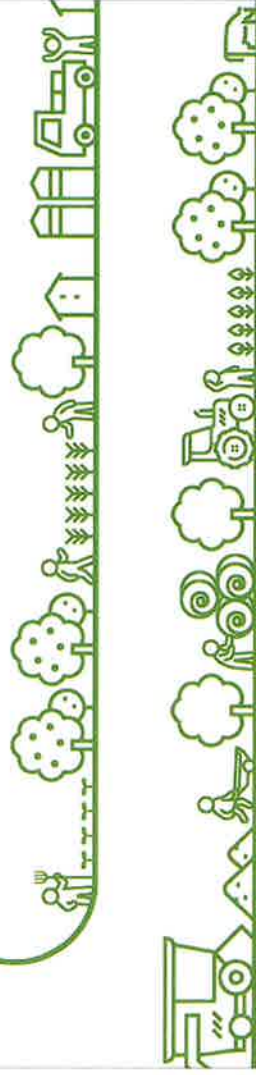
安芸営農経済センター tel.0887-34-8325
香美営農経済センター tel.0887-56-2372
南国営農経済センター tel.088-863-2415
れいほく営農経済センター tel.0887-82-2803
香野営農経済センター tel.088-894-5660

とさし営農経済センター tel.088-850-2584
コスモス営農経済センター tel.0889-22-7823
四万十営農経済センター tel.0880-22-5179
津野山営農経済センター tel.0889-62-3501
はた営農経済センター tel.0880-34-7638・7641

2019年度版

JAグループ高知の
自己改革 / が進んでいます！

農業者を もっと！サポートする



自己改革実践中 JAグループ高知
JA
JAグループ高知
県域担い手サポート連絡協議会



「JAグループ高知の自己改革」

JAグループ高知では、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」及び「地域の活性化」を実現するため、これまで様々な自己改革に取り組み進んできました。

様々な自己改革の内容の一つとして、

2015年度にJAグループ高知独自のサポート連絡協議会を立ち上げ、全国のJA組織と連携し、高知県独自の助成事業を実施してきました。

助成金の総額は3年間で総額6億7千万円となっており、

環境制御装置の普及や、新規就農者の育成、

新品目新技術の試験研究などに広く活用されています。

JAグループ高知では、2019年度においても、

以下に記載している事業により、高知県独自の助成事業を継続します。

JAグループ高知は、これからも「自己改革」の歩みを止めず、

農業者の方々の「農業者の所得増大・農業生産の拡大」及び

「地域の活性化」に取り組んでいきます。



1 高知県版アグリシードリース事業

対象者



下記の①②いずれの条件も満たしている方。
 ① JAの組合員であり、かつ認定農業者または法人(集落営農組織は対象外)。
 ② 青色申告(2019年度内に青色申告に切り替える場合も対象とする)をしていて、かつ販売額が1,000万円以上である方。
 ただし、新規就農者(5年以内)の方は、販売額の要件は必要ありません。

※ 前年度までに当事業(旧トラソコリ農産物支援事業を含む)を活用した方は対象になりません。

助成要件

生産コスト低減もしくは規模拡大につながる農機具のリース契約を締結していること。

助成内容(金額)

農機具のリースにかかるリース料(税抜きの本体価格)の20%(上限50万円)の助成を基本とし、部会に加入している場合は、40%(上限100万円)まで引き上げます。なお、国・県等の補助事業を活用する場合は、補助残額に対して支援します。

2

新品目・新技術・新作型等導入支援事業

対象者



- JAの品目部会組織または農業経営を行っているJA出資法人、JAと共同で研究に取り組む組合員で構成する組織(研究会含む)。
- JAの組織決定に基づく依頼により、新品目・新技術・新作型等(加工用野菜含む)に取り組む個人・法人等。なお、JAにおいて組織決定する際には、県・市町村等の関係機関とも事前に協議を行うこと。

助成要件

新品目・新技術・新作型等(加工用野菜含む)の導入に必要な経費を証明する書類を準備していること。

※なお、前年度までに当事業により導入した新品目・新技術・新作型は、技術的要因や気象条件等によって実証試験中であることを除き、助成対象外とします。

助成内容(金額)

新品目・新技術・新作型等(加工用野菜含む)の導入に必要な経費(坪増り上げ、育苗・生産資材・農業機械の購入やリース料など)で、対象期間中(2019年4月1日~2020年3月31日)に支出した金額のうち、国・県等の補助金を控除した残額(自己負担分)の1/2を助成します。ただし、助成金額は1組織あたり100万円を上限とする実費です。

3

集落営農組織等事業活動支援事業

対象者



JA(部会含む)および集落営農組織・法人(JA出資法人を除く)。集落営農組織(任意組織)の場合、役員の上半数はJAの組合員が占めていること。また、法人(JA出資法人を除く)の場合、JAの組合員であること。なお、集落営農組織の定義は下記の通りです。

- 定款または規約を作成していること。
- 共通の口座を設けて一元的な経理を行っていること。
- 集落単位での営農活動の計画を策定していること。

助成要件

- 地域の維持・活性化のための農業生産・販売、共同作業およびそれらに類する取り組みを行っている集落営農組織・法人であること。
- 要領等を策定したうえで、集落営農組織に対して積極的に支援を行っており、当該内容を証明する書類を準備していること。

助成内容(金額)

- JAが要領等を策定したうえで集落営農組織等の活動に対して助成する場合、当該JA負担分の1/2を助成(上限100万円の範囲)します。
- 集落営農組織等が規模拡大や新規作物の栽培に取り組み、必要となる経費(坪増り上げ、育苗・生産資材・農機具または農機具の購入やリース料等)に対し、上限50万円まで実費を助成します。なお、国・県等の補助事業を活用する場合は、補助残額に対して支援します。